

# JEMIMA会報

Japan Electric Measuring Instruments Manufacturers' Association

- ◆ 改正計量法施行に伴うJCSS制度の変更について
- ◆ 新連載 WEEE&RoHSブラッセル報告
- ◆ セミナー「WEEE&RoHS (第5回)」開催ご案内
- ◆ IEC/SC65C/WG11沖縄会議及びRTEテクニカル・フォーラム開催報告
- ◆ R&D戦略と知的財産権戦略の連携の重要性



社団法人 日本電気計測器工業会

URL <http://www.jemima.or.jp/>

2005/VOL.42.No.5

# 国内外の製品安全規格認証で

■ 申請期間の長期化

■ 申請費用の高騰化等で

お悩みではありませんか？



■ 早期取得

■ 開発費用削減等

でご支援致します。

弊社は、公正中立の立場で創立以来18年間の実績と  
高い技術力で皆様をご支援致しております。

## 弊社の業務案内

<お気軽にご相談下さい。お返しご連絡致します。>

### 1) 安全規格申請代行業務

- 最新の高い製品安全技術と、全世界の多くの認証機関との提携により世界の製品安全認証を確実にスピーディに取得するお手伝いを致します。中国CCCマーク取得もお任せください。また、IEC（国際電気標準会議）のCBスキーム下でノルウェーのNEMKO ASのCB認定試験所（CBTL）に認定されており、これによりCB承認、CBレポートの早期取得が可能です。（同時にNEMKOマークの取得も可能です）
- 産業機械安全評価業務（CE マーキング欧州機械指令、米国機械安全、韓国産業安全等）
- レーザー機器のFDA申請（レーザー光、パワー測定可能）、医療機器のFDA申請書類作成等致します。
- NEMKO工場検査を実施致します。
- 安全規格に関するセミナー、教育、指導、翻訳、調査業務。
- 電話回線網用端末機器の試験業務。

### 2) 電気用品安全法認定業務

- 民間初の登録検査機関として、15区分の電気用品の基準適合性検査と適合性検査証明書の発行可能。
- 携帯発電機、電流制限器、変圧器・安定器、電熱器具、電動応用機械器具、電子応用機械器具、交流用電気機械器具、配線器具、電線、ヒューズの認定が可能です。（配線器具、電線、ヒューズは第2項のみ）

### 3) EMC測定業務

- 専門スタッフ（NARTE有資格者）によるEMC測定業務から対策業務まで一環したサービスを実施しています。
- 医療機器等に要求される2.5GHzまでの放射免疫測定が可能となりました。
- VCCI登録済、FCCファイリング済、TUV-R Appointed Test Lab、NEMKO認定ラボ、NVLAP認定サイト

### 4) 薬事法指定管理医療機器認証業務

- 登録認証機関として、医用電気機器、歯科用機器、画像診断装置、家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器、12区分の指定管理医療機器の認証が可能です。認証のための製品書類審査及び品質システム検査（QMS省令適合性調査）に加え、ご要望に応じ当社の試験部門にて申請前の評価試験業務についても対応させていただきます。

### 5) マネジメントシステム構築支援業務

- ISO9001、ISO14001、OHSAS18001の認証取得支援として、取得までの期間やそのコスト、取得後の無理のない運用までを視野に入れた、「かゆい所に手が届く」支援内容に高い評価を頂いております。

### 6) JCSS計量器校正試験業務

- 計量法に基づく校正試験を実施し、JCSSロゴ校正証明書の発行を致します。



株式会社 コスモス・コーポレーション 【お問合せ】本社 販売促進部まで

〒519-0501 三重県度会郡小俣町明野319番地 TEL:0596-37-0190 FAX:0596-37-3609

E-mail:sales@cosmos-corp.com URL:hppt://www.safetyweb.co.jp

---

## 目 次

---

1 ●改正計量法施行に伴う J C S S 制度の変更について

---

7 ●WEEE&R oHSブラッセル報告

---

9 ●セミナー「WEEE&R oHS (第5回)」開催ご案内

---

10●IEC/SC65C/WG11沖縄会議及びRTEテクニカル・フォーラム開催報告

---

14●委員会報告 R & D 戦略と知的財産権戦略の連携の重要性

---

21●行事報告

総務・事業・広報部／展示部／企画・調査・国際部／技術・標準部

---

33●統計

電気計測器の生産額実績 (2005年8月)

---

### ●広告掲載会社

株式会社コスモス・コーポレーション……………表 3

### ●表紙デザイン

中秋の名月は中国で行われていた行事ですが、十月に行われる十三夜の月見は日本独特の風習だそうです。一説には宇多法皇が九月十三夜の月を愛で「無双」と賞したことが始まりとも、醍醐天皇の時代(延喜十九年：西暦919年)に開かれた観月の宴が風習化したものとも言われています。(福田 奈央子)

### ●次号発行予定

2006年1月16日

### ●会報送付の変更・停止

会報編集事務局の木村宛 [kimura@jemima.or.jp](mailto:kimura@jemima.or.jp) にお願  
います

### ●禁無断転載

## JEMIMA会報

2005/Vol.42 No. 5 2005年10月30日発行

発行 社団法人 日本電気計測器工業会 (JEMIMA)

本 部:〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-9-10

電話 03-3502-0601

関西支部:〒530-0047大阪市北区西天満6-8-7(電子会館8階)

電話 06-6316-1741

### 編集事務局

総務・事業・広報部 木村伸雄

印刷 日本印刷株式会社

---

# 改正計量法施行に伴うJCSS制度の変更について

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)  
認定センター(AJapan) 認定課 JCSSチーム

## はじめに

NITE認定センター(AJapan)は、各方面からの基準認証に関する基盤整備の要請に応え、JCSS（計量法校正事業者登録制度）の他、MLAP（計量法特定計量証明事業者認定制度）、JNLA（工業標準化法試験事業者登録制度）、ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）等の各種認定プログラムを運営しております。このうち、JCSSは平成17年7月1日施行の改正計量法によりISO/IEC基準を登録基準の一つとし、透明性をさらに高めた「登録」事業者制度となりました。ここでは計量法改正の概要とJCSS制度の変更点をご紹介します。

## I. 計量法改正から平成17年7月1日の法施行までの関係法令の動き

### 1. 計量法改正の背景

平成14年3月29日の閣議決定において、「行政の裁量の余地のない形で国に登録された公正・中立な第三者機関による事務・事業等の実施」のため、既存の指定・認定制度を登録制度へ移行することが今回の計量法改正のポイントでした。

### 2. 計量法：平成15年6月17日付公布。今回の改正では「認定」とあるところはすべて「登録」とする他、概要は次のとおりです。

- ① 国による指定・認定制度を登録制度に移行します。（計量法の条文中、「認定」を「登録」に変更）
- ② 登録基準の明確化：第143条の2
  - a) 登録基準より、「経済産業省令で定める」旨の記述を削除（第1項及び第2項第一号）。その代わりに「登録に関して必要な手続きは、経済産業省令で定める」こととしました。
  - b) 登録基準の明確化のため、第2項第二号に国際標準化機構及び国際電気標準会議（ISO/IEC）の定めた基準として記述しています。
- ③ 更新制の導入：第144条の2  
登録後、政令で規定する期間を経過すると、更新を受けない限りその効力を失います（更新年数については3年以上の期間を別途政令で規定）。
- ④ 事業の区分：第143条の1  
現行法では事業の区分を省令で定めることとしていますが、これを法令に明確に記述することが求められたため、代わるものとして法第2条の物象の状態の量を引用しました。現行区分との齟齬が生じないように、省令の手続きの詳細においてこれらを重要な部分において異なるものとして区分しています。
- ⑤ 認定から登録への経過措置：附則第2条  
法施行から2年を経過する日又は認定後から第144条の2の政令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、見なし登録事業者として登録を有効とするものです。

### 3. 計量法関係政令：平成16年12月22日付公布。概要は次のとおりです。

- ① 計量法施行令の一部改正  
計量器の校正等の事業を行う者に係る登録の有効期限を『4年』とすることが定められました。
- ② 計量法関係手数料令の一部改正  
計量器の校正等の事業を行う者に係る手数料の額が改められました（図1参照）。

従来の一律224,600円の手数料から、品質システム審査及び登録手続に関する手数料と計量器等の区分についての技術審査に関する手数料から構成される手数料体系になりました。新規登録、更新登録、追加登録、追加更新登録、他法令で登録されている事業者の場合の登録（法制間調整：これらの金額は別途省令で定められています）等の手数料が定められています。

③ 附則

- ・政令の施行日について

この政令は平成17年7月1日の施行と定められましたので、計量法も同日付けの施行となりました。

- ・政令の施行に関して必要な経過措置について

現行の認定事業者は登録を受けるまでの経過措置の間は登録事業者としてみなされますが、この場合の登録手数料は通常の登録手数料よりも若干減額されることになりました（図1参照）。

## 登録手数料の体系

追加又は拡大申請のしやすい手数料体系に変更

- 手数料は実費を勘案して政令で規定  
登録・更新手数料=A+B×計量器等の区分\*数      \*:計量器等の区分は従来制度の分類に相当  
(追加の場合、B×計量器等の区分数)
- 既認定事業者については登録更新に準じた減額措置を規定
- 他の法令によるISO/IEC17025等の登録又は認定を受けている場合の減額措置を規定

申請の別	品質システム審査料金(A)	1区分当たりの技術審査料金(B)
登録	183,500円	81,500円
ISO/IEC17025	153,500円	81,500円
ISO/IECガイド62又は65	163,000円	81,500円
登録 (既認定事業者の場合)	134,100円	74,100円
更新	129,600円	74,100円
ISO/IEC17025	122,100円	74,100円
ISO/IECガイド62又は65	124,100円	74,100円

注1: 中段は、他法令によりISO/IEC17025の登録又は認定を受けている場合(JNLA又はMRA法)  
下段は、他法令によりISO/IECガイド62又は65の登録又は認定を受けている場合(ガス事業法、薬事法、電気用品安全法、LPガス事業法、消安法。平成17年10月以降はJIS登録認証機関、JAS法も該当することになる予定)

図 1

4. 計量法関係省令：平成17年3月15日公布。計量法施行規則の一部改正。「認定事業者」から「登録事業者」に改める以外の、主な改正点は次のとおりです。

- ・第90条の1：登録に係る区分（従来の施行規則第90条の「事業の区分」に該当）
- ・第90条の2：計量器等の区分（従来の運用通達で定められていた「分類」に該当）を規定
- ・第91条の2：登録証の内容を規定
- ・第91条の3：登録更新の申請手続きを規定
- ・第91条の4～第91条の6：他法令による登録・認定制度として登録申請手数料が減額されるもの、これに該当する事業所が登録申請時に手数料の減額を受けるために必要な添付書類、手数料についての規定
- ・様式類については、登録更新申請書を追加
- ・附則：省令の施行に関して必要な経過措置として、従来の認定事業者が行う登録申請については、登録を受けるまでの経過措置の間は登録事業者としてみなされます。

なお、省令公布後、若干の誤記及び内容修正が必要となったため、官報正誤を平成17年5月27日付けで掲載しています。

## 5. 告示（計量法施行規則第90条の2に基づく告示）

計量法施行規則第90条の2のただし書きに基づいて、重要な部分において異なる校正手法として定める区分であって、2以上の計量器等の区分を同時に申請する場合に1区分として扱うものについては、平成17年6月8日付けで官報公布されました。この告示は法令的な表現ぶりとなっておりますが、技術審査料金に関わる区分として概ね1名の技術専門家で審査ができる範囲であることを基本的考え方として、事業者が校正サービスを行うために用いる標準が何で、何を校正対象とするのかが記述されています。特に「複数の物象の状態の量の測定による」ことが言及されているものは、今後は、特定標準器等の国家計量標準の供給開始を待つことなしに、既に登録事業者によって校正サービスが提供されている複数の量の組み立てによって校正サービスができることを意味します（体積、粘度、衝撃値、熱伝導率など今まで立ち上がっておらず産業標準に近い分野の登録に係る区分がこれに多く該当します）。

## 6. 運用通達の廃止

改正計量法施行に伴い、従来の経済産業省産業技術環境局長通達「認定事業者の認定等の運用について」は平成17年6月30日付けで廃止されることが平成17年6月29日の経済産業省公報に掲載され、法施行と入れ替わりに廃止されました。

## II. 法改正に伴うJCSS制度変更の説明会・講演会活動について

本年2月～3月に実施した説明会のほか、その後の告示公布等の動きに対応して、次のような説明会・講演会活動を行って改正内容の説明及び制度普及に努めました。

- ① 5月30日午後 日本計量会館にて社団法人日本計量振興協会認定事業者部会の主催で経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット知的基盤課及び独立行政法人産業技術総合研究所計量標準総合センターのご担当者とともに、説明を行いました。約50名が参加
- ② 6月15日午後 社団法人日本電気計測器工業会との共催で大阪にて約30名が参加
- ③ 6月24日午前 社団法人日本電気計測器工業会との共催で東京計測会館にて、約40名が参加
- ④ 6月24日午後 社団法人日本電気計測器工業会との共催で東京計測会館にて、約40名が参加

この他にも5月から6月にかけて数回の関係機関や関係工業会の内部勉強会、研修会、講演会においても同様の説明を実施いたしました。

## III. 改正法に伴うIAJapanのJCSS関係文書の改正と主な運用の変更点について

### 1. 法令体系と規程体系の変更

今回の計量法改正に伴い、行政機関の裁量部分をなくし運用通達を廃止する必要上から、運用通達に規定されていた内容を、申請手続きに伴うものは省令本文及び登録申請書様式等の備考部分に規定し、旧分類に相当する内容は告示に、それぞれ規定しました。この他、残った部分の申請添付書類等の細かい内容や省令・告示に規定できない内容については、従来からの機構が定めることとされている校正周期規程に統合し、「計量法に基づく登録事業者の登録に係る規程」（以下「登録規程」とします）として平成17年7月1日付けで制定しました。登録に係る区分、計量器等の区分は法令的表現で非常に長い表現となっているため、機構が別途それぞれについて短い名称を定め、それらを登録申請書様式に記載できることとなり、それらはこの登録規程に定められています。

この登録規程の他、従来からの種類規程、一般要求事項以下の各種基準・指針文書（JCSS公表文書類の体系については図2参照）については、平成17年7月1日以降、法改正で重要な変更のあったものから優先して、順次全般的な改正作業を行いました。

## IAJapanのJCSS関係公表文書の体系と内容

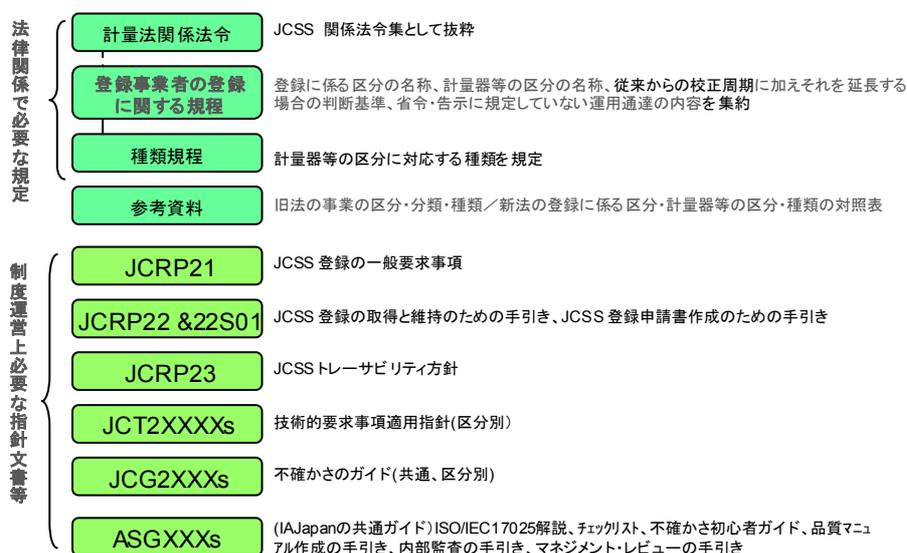


図 2

## 2. 主な運用の変更点

JCSSにおいては審査・検査における満足度調査、社団法人日本計量振興協会における認定事業者部会や関連工業会等の関係委員会において、関係者の皆様より制度運用上の問題点やご要望事項を集約させていただきました。ご意見の中で運用を変更・改善できるものについては、今回の法改正に可能な限り反映いたしました。今回の法改正に当たっての基本的な考え方は、登録/認定申請をやすく、登録/認定範囲を拡大しやすくすることによってJCSSの普及を図ろうというものです。

- ① 事業所移転に伴う手続きの変更：従来は、事業所が移転した場合、まず廃止届をご提出していただき新規申請が必要という運用を通達で規定していましたが、今後は、登録申請又は登録更新申請の際に、事業所の所在地等が変更になっている旨を記載していただければ、事業をまず廃止するというのではなく、事業所移転に伴う変更点の審査を実施いたします。ただし、移転確認の審査中はJCSS校正証明書の発行を控えていただくこととなります。
- ② 現地校正と常設校正を申請する場合の手数料について：従来は、現地校正と常設校正でそれぞれ1件として申請手数料をお支払いいただいておりますが、今後は同じ事業所、同じ品質システムで運用されており、同じ「計量器等の区分」における現地校正と常設校正を同時に申請される場合は、同じ「計量器等の区分」1件として手数料をお支払いいただくだけでよいこととなりました。ただし、ある「計量器等の区分」の常設校正を登録されてから、登録の有効期限内に同じ「計量器等の区分」の現地校正を追加される等、同時に申請されない場合はそれぞれ分の手数料となります。
- ③ 特定二次標準器等、常用参照標準の校正周期の延長について：これらの校正周期は従来どおり「登録規程」に定めておりますが、長期的安定性を実証するデータ等に基づいた技術的根拠があれば校正周期を変更できるという運用も導入いたしました。校正周期を変更する際の判断基準はOIML D10という国際指針文書に基づいた内容であり、登録規程の中に別記として規定されています。

## 3. 法改正以外のその他変更点

- ① JCSSに言及した校正ラベルの使用について：
 

これは法改正とは直接関係はないのですが、上記の関係者からのご要望・ご意見で多数寄せられています「JCSSをもっと普及させてほしい」とのご意見に対応したものです。JCSS標章は校正結果の信

頼性を保証するシンボルであって製品そのものを保証するものではないので、メーカーさんにとって製品である計測器には貼付できないのですが、お客様にもっとJCSSというキーワードが目につくようにしないことにはJCSSはいつまでたっても普及しないことでしょう。このため、普及策の第一歩として、平成17年4月より、上段に証明書発行番号、中段にJCSS4文字と4桁の従来の認定番号からなる8桁の認定（登録）番号、下段に校正年月を記載した校正ラベルの使用が可能になりました。校正証明書に校正ラベルの様式を明示して校正証明書と関連したラベルであることを明確にいただければ、色や大きさなどは事業者ご自身の規定によってある程度自由に決めることができます。校正対象にJCSSXXXXという認定（登録）番号のついた校正ラベルが貼付できることによって、JCSS認定（登録）事業者による校正であることが明瞭に識別できるようになりました。

② MRA対応認定事業者の定期検査周期の変更と手数料の改正について：

試験所・校正機関認定制度の運営の国際基準であるISO/IECガイド58は、昨年9月にさらに包括的な国際規格ISO/IEC17011として新たに制定された規格に包含されました。ガイド58ではサーベイランス（定期検査）の周期については特段規定されておらず、その具体的周期はILACのガイドで規定されていましたが、この新規格になり定期検査周期が規定されました。これに対応して、認定センターでは従来から実施していたMRA対応認定事業者に対する毎年度の部分検査と4年ごとの全項目検査の定期検査周期を、初回認定（登録）後1年以内の部分検査とその後2年以内の全項目検査とすることにしました。JCSSについては法改正により4年ごとの全項目検査が更新審査に取って代わることになり、登録の有効期限の中間で全項目検査が4年ごとに実施されることとなります。また、部分検査の実施内容を合理化するとともに、定期検査手数料も法定手数料に併せて改正を行い、かなり低額化されることとなりました。

③ ILAC-MRA認定シンボルの使用開始について：

昨年のILAC(国際試験所認定協力機構)総会で、ようやくILAC-MRAに署名しているメンバーが使用できるロゴマークが決定され、今年ILACと認定センターの間で使用ライセンス契約が締結されました。MRA対応認定事業者については、さらに認定センターとのサブライセンス契約を締結後、ILAC-MRA付きの認定シンボル（図3参照）が平成17年7月から使用できることとなりました。ただし、諸般のご事情のある事業者については本年中の旧認定シンボルの使用を認めております。このため、しばらくは2種類の認定シンボルが併存することになりますが、その意味するところに違いはございませんので、ご注意ください。



図3 ILAC-MRAマーク付きJCSS認定シンボル

IV. 登録免許税について

平成17年4月1日に登録免許税法が改正され、平成17年7月1日からはJCSSについても課税対象となりました。

税務署に行きますと図4のような納付用紙がありますので○で囲んだ所定の欄に必要事項を記入の上、初回登録申請時に1件9万円、追加登録申請時に1件1.5万円を日本銀行（本支店、代理店、歳入代理店、郵便局を含む）又は渋谷税務署に納付し（税務署で納付ができるのは『渋谷』税務署だけです）、3枚目を申請書類に添付してください（登録申請時のみの課税であり、登録更新申請時には納税の必要はございません）。本税については事業者（法人）ごとの課税となるため、複数事業所をお持ちの事業者におかれましてはご注意ください（例えば、まず東京事業所の申請時に9万円を納付された後、大阪事

業所で申請される場合には、1.5万円の納付でよいこととなります。また、地方自治体の試験所や国立大学法人等、組織形態によっては課税が免除される場合があります。詳しくは登録免許税法をご覧くださいませようをお願いいたします。

図 4

V. その他の動向：ISO/IEC 17025の改正について

法改正の動きとは全く別に、今年5月15日にISO/IEC17025の改正版が発行されました。この改正は、皆様ご存知のとおりISO9001:2000に対応するための改正です。したがって、品質システム、依頼者といった用語をマネジメントシステム、顧客といったISO9000:2000の用語に整合させること、顧客満足と継続的改善といった側面の要求事項を4章の管理システム要求事項に追加することが大きな変更点であり、試験所・校正機関にとって最低限の移行で済むような配慮がされており、国際的には2年の移行期間が設定されています。対応するJIS規格は来年早々発行予定とのことですが、認定センターとしては2006（H18）年12月末をめどに移行を完了する方針を今年7月末にホームページに公表いたしました。

VI. 認定センターの広報活動の動向：ホームページの「PRお役立ちBOX」の設置について

JCSSをもっとPRしてほしい・普及させてほしいというご要望を受けた広報活動の改善の一環として、今年9月前半より、認定センターホームページのトップに「PRお役立ちBOX」（<http://www.nite.go.jp/asse/iajapan/prbox.html>）というコーナーを立ち上げました。これは、認定センターが作成又は作成協力をした各種説明用資料を、申請を準備されている方や登録/認定事業者が社内でのPRやお客様、ISO9000の審査員への説明用にもご利用いただけるように公開したものです。認定センターでは、JCSS登録/認定事業者を活用していただけるよう関係者に働きかけていくとともに、今後ともホームページの改良等も含めて広報活動の拡充を図っていきたいと考えておりますので、事業者の皆様におかれましても、社内外の関係者へのPR・普及活動にもご協力をお願いいたします。



## WEEE&RoHSブラッセル報告（1回）

環境グリーン委員会  
副委員長 小山師真<sup>(※)</sup>

今年8月より堀場製作所駐在員として、またJEMIMA環境グリーン委員会副委員長としてベルギーの首都、ブラッセルに勤務しております小山です。今般、会員各社の最大の関心事であります、欧州WEEE&RoHS指令を中心とした環境規制への対応を産業界の立場で支援すべく、8月1日に着任致しました。JEMIMA会報へは、毎号、ブラッセルの状況をできるだけ分かりやすくお伝えしていきたいと考えております。また時折、ブラッセルのご紹介もさせて頂ければと思っております。

### 1. はじめに

海外での駐在経験をお持ちの方も多くいらっしゃると思いますが、私はこのたびが初めての海外赴任です。赴任前、通常なら現地法人が何かと世話をしてくれるところ、弊社ではブラッセルに駐在した経験を持つものが居なかったために、家を探すところから手探りの状況でした。幸い、昨年11月にJEMIMA欧州訪問団としてブラッセルを訪問したときにお世話になりました山武ヨーロッパ社の石隈社長にはその後も親しくして頂いておりましたので、リロケーション会社をご紹介頂いたり、ブラッセル情報を教えていただいたりと、そのような皆様のご支援のおかげで、今日、ブラッセルで仕事をすることができております。関係者の方々にはこの場を借りまして御礼申し上げます。

### 2. ブラッセルについて

さて、「ブラッセルに赴任します」と出国前に色々な方に言いまわっていましたが、欧州規制をご存知の方も、そうでない方も、多くの方々は「そこで何をやるの?」とか「何があるの?」とか、また時には「ヨーロッパのどのあたりにあるの?」と、質問攻めにあうことが多々ありました。正直なところ、ロンドンやニューヨーク、サンフランシスコ、上海などと比較しますと、決してブラッセルは一般市民にとってはメジャーな都市ではありません。しかしブラッセルにはまさに国際政治の場とも言える、さまざまな国際機関があります。

- ・NATO(北大西洋条約機構)本部
- ・欧州委員会(European Commission)、いわゆるEU本部
- ・欧州理事会(European Council)
- ・欧州議会(European Parliament)

ブラッセル空港から、市内へ車で向かいますと、それらの機関を容易に目にすることができます。

私はブラッセル市の中心部まで車や地下鉄で約15分のところにある、Auderghem(オーデルゲム)というコミューン(行政区)に住んでおります。ここは日本人が多く住むコミューンで、近所を歩いていますと、必ず日本人とすれ違うほどです。

日本人が知っているベルギーで有名なものと言えば「ワッフル」「チョコレート」「ダイヤモンド」「レースなどの工芸品」そして「ベルギー・ビール」ではないでしょうか。着任してから知りましたが、ブラッセル市の中心にある「グラン・プラス」という市庁舎前広場では毎年9月の上旬に「ベルギー・ビール祭り」が開催されます。数百種類といわれる奥深いベルギー・ビールの一片を堪能することができる、まさにお酒好きにはたまらないお祭りです。なお、別名最もグラン・プラスが汚れる日とも言われています。(写真1・2)



### 3. 欧州環境規制への取り組み ～欧州WEEE&RoHS指令

さて種々の雑誌や講演会などでご存知のとおり、欧州WEEE&RoHS指令は、WEEE指令が既に8月13日より施行され、RoHS指令も来年7月の施行までいよいよカウントダウンに入っておりますが、未だに法律の細部が明確にならない状態が継続されているうえに、適用除外の審査といった域外企業にとってはギリギリの課題がなおも継続中という状況が続いています。

幸いなことにRoHS指令においてはカテゴリ8（医療機器）、9（監視及び制御機器）は2006年7月時点では対象ではありませんが、対象ではないからといって問題を放置しておけるほど、この指令への対応が甘いものではないことはご存知のとおりだと思います。その一例としては、サプライ・チェーンのグローバル化がもたらした、グリーン調達というシステムの中での規制対応があげられると思います。

日本企業の対EU窓口として広く認知されている在欧日系団体としてJBCE(Japan Business Council in Europe)がブラッセルにあります。ここを通じて、日本の産業界は適用除外などをEUに提出するといった既知の図式があります。日系で唯一のロビー団体とも言えるでしょう。

### 4. RoHS指令カテゴリ8&9の状況

RoHS指令カテゴリ8&9の状況は、8月29日から英国のERA Technologyにて1年間のTechnical Studyが開始されました。このコンサルタントファームは欧州委員会からの委託によって、カテゴリ8&9をRoHS指令に含めるかどうかの検討と、合わせてRoHS指令の適用範囲となった場合の諸課題についてレポートを行います。このレポートに基づき欧州委員会は法律案を作成します。RoHS指令カテゴリ8&9問題は当面、このERA Technologyとの関係を重視することになります。

一方、日本国内においては、RoHS指令カテゴリ8&9に関連する工業会の代表者会合が既に昨年より設定されており、経済産業省のご協力のもとで「カテゴリ8&9関係工業会合同会合」が不定期に実施されており、ここではカテゴリ8&9に関する情報のシェアや、対EUアプローチの統一化、将来的には適用除外の日本提案についても議論していく場となるでしょう。

カテゴリ8&9は対象製品が多岐に渡ることから多くの工業会が関係していますが、個別にそれぞれが対応をしていたのでは非効率で、All Japanとしての対応が求められていることから日本として意見を統一しておく必要性もあります。

### 5. おわりに

環境規制は欧州WEEE&RoHS指令だけに留まらず、EuP指令、REACH規則案など増加の傾向にあります。またこのような規制を、中国を始めとする諸外国が移植する傾向もあります。その意味で欧州環境規制からまだまだ目が離せない状況が続きますが、次号以降は、各規制が及ぼす計測器産業への影響や、最新の動向などを含めまして、レポートしていきたいと思っております。

(\*) 堀場製作所 ブラッセル駐在事務所

# WEEE/RoHS (第5回) セミナー 開催ご案内

環境グリーン委員会では下記の予定で WEEE/RoHS (第5回) セミナーを開催いたします。

- 1) 日 時：2005年12月2日(金) 13:00~17:00
- 2) 場 所：日本教育会館 8階第一会議室 電話03-3230-2831 東京都千代田区一ツ橋2-6-2  
地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅(A1出口)下車徒歩3分  
地下鉄都営三田線神保町駅(A8出口)下車徒歩5分  
地下鉄東京メトロ東西線竹橋駅(北の丸公園側出口)下車徒歩5分
- 3) 参加費：一般 10,000円(消費税込、送料代、お茶代を含む)  
会員 7,000円(消費税込、送料代、お茶代を含む)  
お支払方法は当日会場にてお支払いください。領収書をお渡します。
- 4) 定 員：200名
- 5) 申込方法：JEMIMA Web (<http://www.jemima.or.jp>) よりお願いします。
- 6) プログラム

## [1] JGPSSIとMaterial Declaration(MD)の動向

富田秀実氏 ソニー株式会社 CSR・環境部 統括部長  
JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会) 副議長

JGPSSIは、管理対象とする化学物質の種類や情報伝達のための調査回答フォーマットなどの共通化を行い、国内産業界に供してきた。一方JGPSSI(日本)、EIA(米国)、EICTA(欧州情報通信技術製造者協会)が連携して、グローバルな視点での共通のガイドラインの検討が進められ、今年5月にJIG(Joint Industry Guide)として発行された。また国内でも経済産業省の指導のもとに、電気・電子メーカーや化学業界が協力して、素材メーカーからセットメーカーまでのサプライチェーン全体でやりとりされる化学物質情報の信頼性を確保する仕組みの検討がなされてきたが、今年9月に「製品含有化学物質管理ガイドライン」としてJGPSSIから正式に発行された。このような状況をふまえて、JGPSSIのフォーマットも改訂が進められているので、その内容と今後の方向について解説する。また、REACH/EuPをいらいでIEC/TC111で検討されている、環境配慮設計、含有化学物質開示手順、化学物質測定方法などに関する国際標準化動向についても最新の情報を紹介する。

## [2] Category 8/9をめぐるEU最新情報と今後の対応戦略

平塚敦之氏 JBCE(在欧日系ビジネス協議会)事務局長  
小山師真氏 堀場エステック/JEMIMA環境グリーン委員会副委員長(在Brussels)

RoHS指令は2006年7月1日から施行されるが、Category 8(医療機器)とCategory 9(計測器関連)は除外されている。将来Category 8/9をどのようにRoHS指令に組み込むかについて検討するため、EU委員会はコンサルタントを募集していたが、8月末にERA社(イギリス)が指名され、いよいよCategory 8/9の具体的な検討が始まった。JBCEは既にERA社と打合せを持ち、情報交換を積極的に進めている。ERA社は世界のCategory 8/9に関する情報を集約し、そもそもカテゴリー対象製品が何であるかを含めた当該カテゴリーの市場影響、必要な適用除外やその技術的根拠などを報告書としてまとめEU委員会に提出する。JBCEはERA社はじめ、DTI(Department of Trade and Industry:イギリス)などEU関連機関との連携を密に、日本の意見を反映させるための活動を継続的に進める。また、計測器関連産業は製品の種類もアプリケーションも極めて多岐にわたるため、JEMIMAなど日本の関係工業会との連携を密に、計測器産業の意見が最大限反映されるよう、EU内関連機関へ働きかけてゆく。このような活動を通して得られたEU最新情報と今後の対応戦略について紹介する。

## [3] WEEE/RoHS最新情報とJEMIMAの対応

若狭裕氏 JEMIMA 法規制・環境/テクニカルアドバイザー

JEMIMAでは昨年環境グリーン委員会を組織し、WEEE/RoHS特にCategory 8/9関連の情報収集を行い、その対応について検討を進めてきた。JBCE、DTI、GAMBICA(イギリスの計測器関連工業会)などEU関連機関を訪問して関係者間のネットワークを構築し、情報交換を密に進めている。また国内では、経済産業省のご指導のもとにCategory 8/9関係工業会連絡会をもち、情報の共有を図っている。適用除外申請項目など計測器産業の特性をふまえたJEMIMAの意見は、既にPosition Paperにまとめられているが、関係工業会連絡会でもその内容を確認し必要な改訂を行い、ERA社に提出する予定である。Position Paperの概要とJEMIMAとしての今後の対応について紹介する。また、製品がWEEE/RoHSの対象となるか否かの判断基準(Decision Tree)について紹介する。WEEEは既にスタートしたが、法制化などEU各国の最新状況について紹介する。また環境グリーン委員会ではWEEE/RoHSに関する実態アンケート調査を行い、いつまで何をしなければならぬのかなど、極力具体的事項に設問の焦点をあて実態の掌握に努めた。この集計結果と、それを踏まえたJEMIMAの対応方針について紹介する。

# IEC/SC65C/WG11沖縄会議及びRTEテクニカル・フォーラム 開催報告

IEC/TC65国内対策委員会 委員長  
(社)日本電気計測器工業会  
RTE国際標準推進委員会 委員長  
小林 彬

TC65JNCを通して日本からも2つの仕様\*1を提案しているRTE (Real-Time Ethernet) に関する日本での初の国際会議IEC/TC65/SC65C/WG11が6月27日から30日までの4日間、那覇市で開催されましたのでご報告申し上げます。

また、世界中のRTE技術に関する専門家が来日する機会に合わせ、日本の製造業オートメーションに関わる計測・制御・システム業界への新しいネットワーク技術の標準化最新状況の報告と認知を目的に技術フォーラムを開催しましたので併せてご報告致します。

\*1: TCnet (東芝) およびVnet/IP (横河電機)

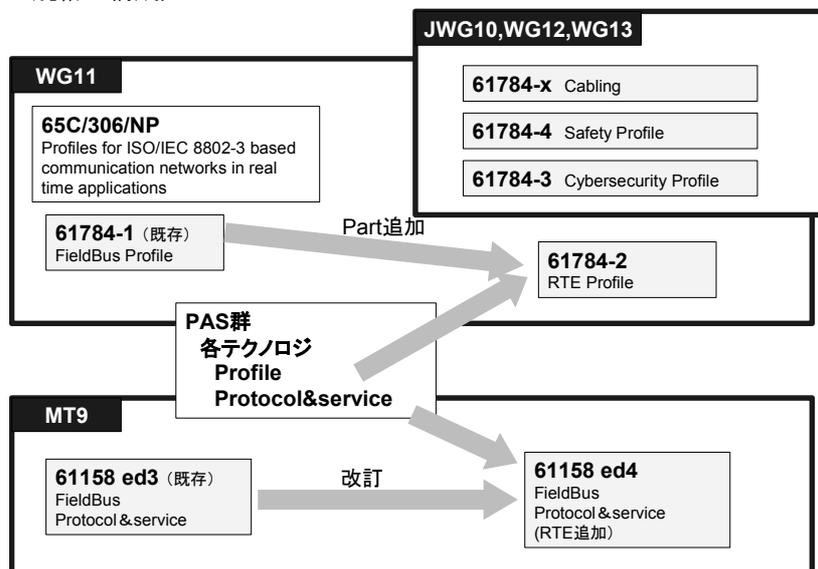
## <背景>

平成16年度から経済産業省の「標準化調査研究等の実施テーマの要望調査」の枠組みに呼応し「国際規格共同開発調査研究事業、テーマ：計測制御用デジタルデータ通信のリアルタイム・イーサネット (RTE: Real Time Ethernet)」を受託しており、平成17年度も引き続き活動中である。

「国際規格共同開発調査研究事業」の内容は、IEC/SC65C/WG11において開発中の国際規格<IEC 61784-2>DIGITAL DATA COMMUNICATIONS FOR MEASUREMENT AND CONTROL – Part 2: Additional profiles for ISO/IEC 8802-3 based communication networks in real time applications (計測制御システムに関するデジタル通信) に関して、日本からも国際規格案を提案すると共に、本規格に採用されることを目的とした調査研究を実施するものである。

日本から大規模プロセスオートメーション向けと、中小規模およびファクトリーオートメーション向けのプロトコル2件をPAS (Publicly Available Specifications: 公開仕様書) として提案し、既に承認されている。

## <参考：IEC/SC65C規格の構成>



## (1) IEC/SC65C/WG11沖繩会議開催報告

## 記

## 1. 会議名：IEC/SC65C (デジタルデータ伝送システム) /WG11 (リアルタイム イーサネット)

開催期日：平成17年6月27日～30日

開催場所：日本 那覇市

出席者：(IEC/SC65C/WG11の日本エキスパート)

塩原 康壽 氏、高柳 洋一 氏 (株式会社 東芝)

出町 公二 氏、赤羽 国治 氏 (横河電機株式会社)

審議：

## 1) 前回オタワのTC65プレナリー会議報告

A) RTE仕様が多数提案になっているため、SC65Cは、PAS手順に関連して、TC65からSMBに次の2点の質問を出すように要求している。

- ・PASのNP投票およびFDIS投票の際にマーケットレバンスを判断するための情報の提示方法
- ・PASとPASから派生したFDISのコンフリクションの問題に対する考え方

B) JWG10は、産業用据付配線に関するProfileを記述するIEC 61784-5と、その内容を記述するIEC 61918を作る予定で、発行は2008年6月。RTE規格より約1年後となる。

(WG11のRTE規格は、2ndCD：2005年10月、CDV：2006年4月、FDIS：2007年1月で、発行は2007年8月予定)

C) WG12はFunctional Safety for Communications、WG13はCyber Securityを取り扱っており、作業は順調。

## 2) テクノロジーエディタからCPF (Communication Profile Family) の説明

Performance Indicator の記述を含んだCPFについて、EtherNet/IP、EtherCAT、EtherPowerLink、EPA、MODBUS-RTPS、SERCOS III、PROFINET IOのテクノロジーを1日目にレビューした。

2日目は1日目に引き続き各CPの説明が行われ、P-NET、VnetIP、TCnetのレビューを実施し、これでレビューの全てを終了した。

CPは出揃ったが、まだ書き方がハーモナイズされていない。ユーザが見て判りやすい (比較しやすい) ように書くのが重要というコンビナからのコメントがあり審議を行った。

## 3) MT9/WG11ジョイントインターネットミーティング

MT9のReal-Time Ethernetプロジェクトのキックオフにあたる会議。Protocol and Serviceが記述されるIEC 61158の目次の見直しがあった。

TCnet (CPF11) のProtocol and ServiceはIEC 61158 Type11を、Vnet/IP (CPF10) はType17を与えられた。

## 4) アプリケーションシナリオの設定

各Profileを (ユーザでも) 容易に比較できるように、いくつかのアプリケーションシナリオを決めて、そのシナリオに合わせてPerformance IndicatorのConsistent Setを提示することが議論された。アプリケーションシナリオは例えば、Motion Control, Factory Automation, Process Automation等。

今回の会議ではシナリオの議論で多くの時間を費やしたが、結局、次回会議までに特別タスクフォースを立ち上げてベースとなるアイデアを作ることになった。

(2) RTEテクニカル・フォーラム開催報告

記

日 時： 2005年7月1日（金） 13：00 ～ 17：00（～19：00 グローバル懇談会）  
場 所： 東京スクワール麹町  
主 催： （社）日本電気計測器工業会（JEMIMA） 共 催： （社）計測自動制御学会（SICE）  
実行委員会： JEMIMA RTE国際標準推進委員会

【参加者】

総参加者103名（一般83名（うちユーザ9名）、招待者4名、発表者9名（うち海外より7名）WG11 Experts 4名、主催者側3名）で当初見込みを大きく越え、RTE技術に関する日本での関心の高さが示された。この種のシーズ技術に関する催しでの1割を超えるユーザからの参加も特徴的である。



【挨拶、キーノートスピーチより】

主催者を代表してJEMIMAの石川洋一専務理事より、TC65の国内審議を受託している工業会としてのRTE国際標準化事業の積極的継続の表明とWG11那覇会議と本フォーラムへの歓迎の辞が述べられて開会した。

続いて、経済産業省（METI）情報電気標準化推進室の瀬戸和吉室長より、2001年の国際標準化戦略策定に基づく2004年アクションプランの成果として最近の環境や燃料電池でのIECの新TCでの日本のリーディング例が紹介された。また、METIがRTE国際標準化を対象にJEMIMAへ国際規格共同開発事業費からの支援委託をしていることもあり、今後のサポートと国際共同作業でのIS完成に向けての期待が表明された。

また、小林よりIEC/TC65国内対策委員会の立場も踏まえて、JEMIMA PA・FA計測制御委員会IEC/TC65戦略研究分科会と連携して行なっている3年間に渡る研究成果を紹介し、RTE標準化支援もその戦略的研究の一環として行っていることを報告した。

【講演報告】

IEC/TC65およびSC65CのSecretaryのDumotier氏よりTC65の組織現況と主要な標準化プロジェクトの最新進捗が報告された。TC65幹部によるこのような包括的な解説は国内では珍しいもので、IEC/TC65に関心を持つ関係者にとっては大変役に立つものと推察される。

続いて、SC65C/WG11のConvenerのWinkel氏が、作業中のRTE標準規格の構造と特徴、今後のマイルストーンについて報告があった。

技術講演のボディは、9つのPAS提案団体・企業からのRTE技術のチュートリアルであった。個々の内容についての報告は割愛するが、世界の主要なイーサネットの計測・制御システムへの適用事例をまとめて知る機会となったことは大きな意義があった。数多くの発表の間でのポイントの置き方に温度差があったが、これはPAS提案したそれぞれの推進団体や企業のマーケティング的背景にもよっていろいろ。

Winkel氏がWrap-up 講評を行ったが、1) エンドユーザでのアプリケーションに最適なネットワークの選択ができることが重要であること 2) そのためにネットワークの機能・性能に関する主要諸元を表すPerformance Indicator (PI) という新たな考えを導入していることの意義が述べられ、今後のネットワークの標準化のついでの貴重な示唆が与えられた。

【謝辞】

今回のフォーラムの成功にあたり、RTE国際標準化に関して行政としての支援をお願いしている経済産業省、産業応用の重要性の観点から積極的に共催いただいた(社)計測自動制御学会をはじめ、ご協力、ご努力いただいた全ての団体、企業、個人に厚くお礼申し上げます。

## R&D戦略と知的財産権戦略の連携の重要性

知的財産権委員会では、下記の講演会を開催いたしました。

日 時：平成17年 7月15日（金） 15：30～17：00

場 所：計測会館

講 師：東京工業大学大学院教授 京本 直樹 氏

テーマ：R&D戦略と知的財産権戦略の連携の重要性



### 1. 序 論

#### (1) 知的財産の重要性

はじめに、知的財産の重要性がますます高まり、知的財産こそが会社経営を左右するものであるという認識の下、その証拠となる豊富なデータや事例が紹介された。企業価値に占める無形資産価値の増大、高額訴訟例の増加、職務発明訴訟における裁判所の考え方などである。

#### (2) 国家・企業の知的財産戦略

現在、日本の状況は、プロパテントにあった1980年代の米国と類似しており、20年の遅れを取り戻す絶好の好機にあるという状況認識が示された。この好機は、知的財産推進計画など国を挙げての知的財産立国への取り組みにもよるものであるが、実施事項に優先順位を付けて着実に実行していかなければ、知財バブルに終わる危惧があることが指摘された。

### 2. 本 論

#### (1) 知的財産マネジメントの重要性

経営資源である知的財産を戦略的に活用するには、知的財産マネジメントが不可欠であることが強調された。

#### (2) 知的財産マネージメントの定義

京本教授の考えられる知的財産マネージメントは、7つの要素から成るものであると紹介された。

①研究開発・事業開発と特許取得との同期的リンクの構築

②戦略的な特許取得のための社内・学内の制度および手続きの整備

③特許ポートフォリオ（P P F）の構築と管理

④P P F活用と評価

⑤リスクマネジメント：第三者の特許、訴訟対策

⑥人材育成の推進・強化

⑦上記各項の戦略的な運営とその仕組み作り（特許制度改正等への対応も含む）

#### (3) 知的財産マネジメント各論

知的財産マネジメントの各要素について詳細に説明された。この中で、知的財産マネジメントが有効に機能するには、企業のトップマネジメントの理解が必要であることが強調された。

また、特に、日米の知的財産マネジメントを比較しつつ、日本企業への知的財産マネジメントに関する提言がなされた。具体的には、先進的と考えられるIBMと3Mの知的財産マネジメントが紹介され、それとの対比において、日本企業の知的財産戦略の特徴とその問題点、必要なアクションが説明された。

さらに、知的財産リスクマネジメントについては、実施差止のリスクが現実的なものであり、他社権利調査と特許ポートフォリオ構築の双方の充実を図るべきであるとの見解が示された。



## (4) 東工大アンケート調査結果

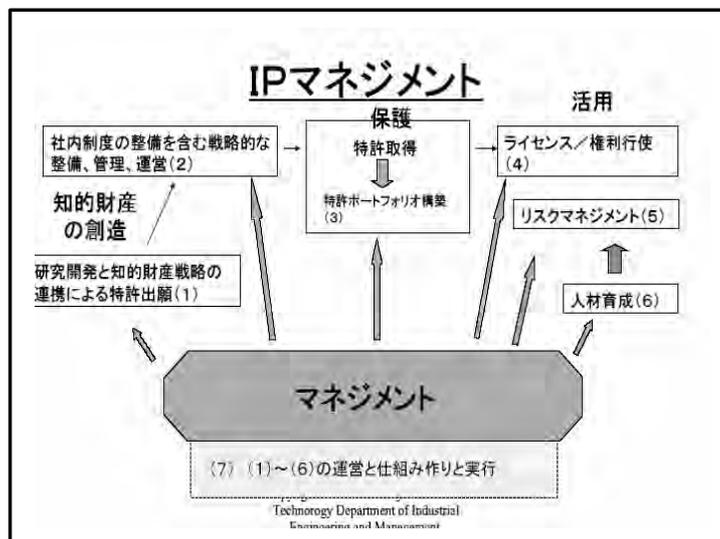
2003年9月に日本の大手企業41社を対象に実施された知的財産マネジメントに関するアンケート結果が紹介された。

## 3. まとめ

最後に、R&D戦略と知的財産戦略の連携の下に、パテントポートフォリオを強化する地道な取り組みの重要性、人材育成を行い、実績により経営陣の理解を深め、リスクマネジメントを浸透させる知的財産マネジメントの重要性について、再度、強調され、講演を締めくくられた。また、京本教授の講演内容に関連して、知的財産マネジメントに対する知見を深めたい諸氏のため、下記の共著、編著が紹介された。

- ・「知的財産－基礎と活用－」平成16年3月 朝倉書店 発行
- ・「知的財産マネジメントの真髄」平成16年12月 神鋼リサーチ（株）発行

## 東京工業大学 京本直樹教授 講演資料より



## 研究開発と特許取得との同期的なリンクの構築

1. 知的財産部門と事業ライン、研究所間のリンクにおいて、研究開発に同期した知的財産の取得が重要:これまでの届出のあったアイデア提案の処理から発明部門への参加型に移行が重要
2. 研究開発部門から出てきたのを処理するやり方からの脱皮→知的財産要員も研究開発戦略を理解する必要がある:リエゾン活動強化

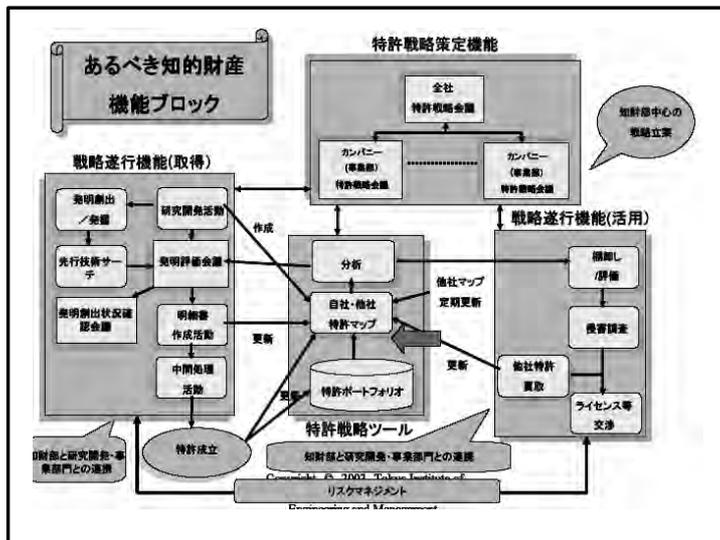
Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology  
Technology Department of Industrial Engineering and Management

### 戦略的な特許取得のための社内制度および手続きの整備(スピードが重要)

全社戦略委員会、発明委員会等による実行が必要:  
 発明届出プロセス、職務発明へのセンティブ等の整備充実:

- 1) 会社内での知的財産意識の浸透
- 2) トップダウン・ボトムアップの仕組み作り

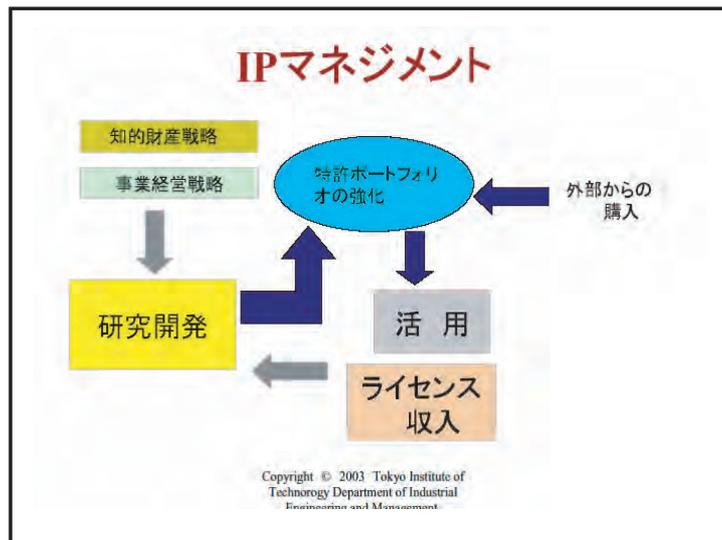
Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management



### IBMの成功事例 ※IBMを中心とした知的財産権を巡る動き

業界の動き	IBMの動き
1940年代 → 他社が保有する特許を未然に防止	●他社と主にクロスライセンス契約を締結
1960年代 → 日本の互換機メーカーの台頭	●富士通や日立等とライセンス契約
1970年代 →	●特許ポートフォリオの増大
1980年代前半 → 米国でPCメーカーが新興	●特許管理システムの構築、PPMの設置
1980年代後半 → 韓国で半導体メーカーが新興	●米Compaq等に特許をライセンス
1990年代 → 韓国メーカーは日本からノウハウ導入	●米Samsung Electronics等に特許ライセンス
	●現在特許の他ノウハウの提供も開始

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management



## 経営の理解

### トップマネジメントの理解が深い企業：

- 1) 知的財産部または機能を経営陣に直結する組織を採用
- 2) 知的財産活動が活発
- 3) 知的財産関係予算が企業の売上げ等により削減されない体質
- 4) PPF管理が定着
- 5) 米国大手企業では知的財産権を知財部門で自由に管理運営する例あり

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management, Prof. Naoki Kyomoto

## 日本企業の知財戦略の特徴

### 1) 活用戦略の強化

- ・米国での訴訟、係争を経験し、PPFの強化が進展  
膨大な特許保有への目覚め→経費効率化の要請
- ・国の知財戦略強化にも連動：知的資産に目を向ける企業が増加
- ・保有特許の棚卸が未完成：実態把握によるPPFの構築と管理の強化 **IBMも時間をかけた(1950-60年代から取組み)**
- ・業界全般の傾向

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management

### 日本企業の知財戦略の特徴

- 2) 実施料収入増加への動き活発: 日立、NEC、東芝、オムロン、武田等  
活用部隊の増強とネット販売等のツール活用等
- 3) 外国出願の強化: NEC、武田、東芝、キャノン等  
特に、中国へのシフト
- 4) 投資家対策への動きが活発: 知的財産会計導入の動きと情報開示への動き

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management

### 日本企業の知財戦略上の問題点

- 1 スピードの欠如: 知財マターを経営事項とする組織構造への変革が不十分: 組織の壁が存在: 特に、知財部門に権利が属さない組織の場合は壁がより厚くなる
- 2 大手企業ではクロスの壁でベンチャーを起こしにくい: 大学への期待
- 3 ライセンス会社対策に決め手がなく、稼いでも持ていかれる構造: 対策: 1) 個人発明家を含む先行特許調査の徹底、2) 権利者への開発投資、3) 特許買取り、4) 早期のライセンス取得等

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management

### 日本企業の知財戦略上の問題点

- 4 子会社、分社化に知財対応が追いつかない現状: 分社に際して知財戦略が必要(保有特許の内容、数等)
- 5 PPFとの格闘: 各社保有特許をいかに意義のある資産にするかに向け様々な試み
- 6 情報開示へのチャレンジと企業秘密との関係

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management

## 4 企業に必要なアクション

強い事業、強い技術、強い知財に向けたIPマネジメントの浸透

1. スムーズな知財戦略実行体制の確立  
予算の確保・実績作り、定着化
2. リスクマネジメント強化 3. PPFの構築と管理の実行:これに目を向けることが極めて重要
4. 人材育成強化: 1) 適正な人材評価システムの導入(専門性の重視)  
2) (現場主義の復活) 研究者意見の聞き役、サポート役、OJT強化
5. 研究開発、事業戦略、知財戦略の一体化強化 \*による発明の創造と権利の活用

\* 日経知的財産フォーラム(2003年9月8日、9日)で日立、三菱、武田、東芝が知的財産戦略で実施と表明

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management, Prof.Naoki Kyomoto

## 知的財産に関わるリスク

### 特許に関わるリスク

- ・事業参入リスク
- ・他社特許侵害リスク
- ・自社特許の他社侵害リスク
- ・特許出願しないリスク
- ・特許訴訟リスク
- ・情報開示に伴うリスク

### 著作権に関わるリスク

- ・他社の著作権侵害
- ・留保すべき自社の著作権譲渡

### 秘密情報に関わるリスク

- ・営業秘密漏洩
- ・個人情報流出

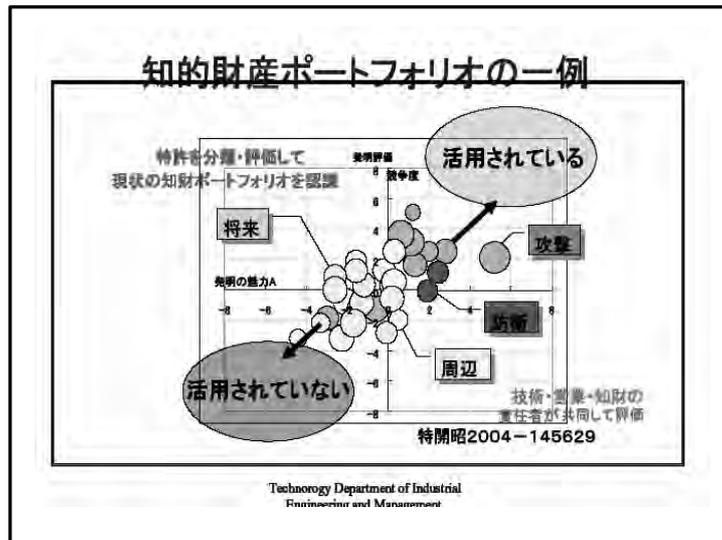
Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management

## 攻撃防御をすることでリスクマネジメント

特許係争(両当事者間での特許権の侵害等についての争い)の起きることがないように、また、起きた場合は、リスクミニマムになるよう社内の知的財産マネジメントを行う必要がある。

特に、権利活用において、対抗特許が出てくることが多い→基本に立ち返り他社権利調査の実施の徹底と精度向上が必要

Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management



- ## まとめ
- 1 R&D戦略と知的財産戦略の連携の下に  
PPFの地道な強化: 発明創造のあり方に向けた再取組み
  - 2 専門人材の強化育成
  - 3 実績を作り、経営陣の理解を深める
  - 4 リスクマネジメントの浸透  
を知的財産戦略で実行するマネジメントが重要
- Copyright © 2003 Tokyo Institute of Technology Department of Industrial Engineering and Management